

[H30.4現在]

火災に遭われた方へ（各手続きのご案内）

大村市役所福祉総務課作成

TEL53-4111（内線151）

※ この冊子は、当面の各手続きに関して、概略をまとめた参考資料です。
り災後の手続きのすべてを網羅しているものではありません。

※ それぞれの手続きに関する詳しい内容については、担当部署へお問い合わせください。

1. り災された方への各種支援

項 目	内 容	連絡先
<p>救援物資の支給</p>	<p>住家に半壊・半焼以上の被害を受けた方に、日本赤十字社からお預かりした救援物資（毛布、タオルケット、日用品セット）をお届けします。</p>	<p>市役所福祉総務課 Tel53-4111（内線151）</p>
<p>市営住宅への一時入居</p>	<p>火災により住家を失った場合、市営住宅へ一時的に入居できる場合があります。部屋の空き状況等にもよりますので、担当課へお問い合わせください。</p>	<p>市役所福祉総務課 Tel53-4111（内線151） 市役所建築課 Tel53-4111（内線441・442） 市営住宅指定管理者 (株)シンコー Tel20-7000</p>
<p>見舞金の交付 (大村市)</p>	<p>住家に半壊・半焼以上の被害を受けた場合などに、一定の条件のもと、見舞金（災害被災者援護費）を受け取ることができます。 ※対象となる方へは、後日担当課からご連絡します。</p>	<p>市役所福祉総務課 Tel53-4111（内線151）</p>
<p>見舞金の交付 (長崎県共同募金会)</p>	<p>火災により住家に全焼の被害を受けた場合に、一定の条件のもと、見舞金（小災害等見舞金）を受け取ることができます。 ※対象となる方へは、後日担当課からご連絡します。</p>	<p>大村市社会福祉協議会 Tel53-1351</p>
<p>児童救済金の交付 (長崎県児童救済基金)</p>	<p>自然災害や火災によって住家を失ったお子さん（児童・生徒）がおられる場合などに、被服文具費などの救済金を受け取ることができます。 ※対象となる方へは、後日担当課からご連絡します。</p>	<p>市役所福祉総務課 Tel53-4111（内線151）</p>
<p>火災で生じた廃棄物の処理</p>	<p>火災で生じた廃棄物を市の環境センターに持ち込む場合、申請により処理手数料を減免することができます。手続きには消防署発行のり災証明書（原本）と印鑑が必要です。 持ち込める廃棄物の種類や形状を確認するため、担当課による現地確認と事前協議が必要となりますので、必ず事前にご連絡ください。 また、業者に持ち込みを依頼される場合は、大村市の許可業者にご依頼ください。</p>	<p>大村市環境センター Tel54-3100</p>

2. 各種書類の（再）発行手続きの連絡先（市役所）

項目	連絡先
印鑑登録証明書 (※実印を紛失した場合)	市役所市民課 (Tel53-4111内線102) ※①新しい実印、②登録する本人であることを証明できるもの「運転免許証・パスポート等の写真付きの官公署発行のもの(健康保険証は不可)」、③手数料300円をご持参ください。
健康保険証 (国民健康保険)	市役所市民課 (Tel53-4111内線102) ※印鑑と本人確認ができるもの(り災証明でも可)をご持参ください。
健康保険証 (後期高齢者医療)	市役所国保けんこう課 (Tel53-4111内線112) ※本人確認ができるもの(り災証明でも可)をご持参ください。
介護保険証	中心市街地複合ビル2階(大村市本町458番地2) 長寿介護課 (Tel20-7301) もしくは、市役所福祉総務課 (Tel53-4111内線155・157) ※本人確認ができるもの(り災証明でも可)をご持参ください。
母子健康手帳	こどもセンター(本町413番地2) こども家庭課 (Tel54-9100)
年金証書・年金手帳 (国民年金)	市役所市民課 (Tel53-4111内線113) もしくは、諫早年金事務所(諫早市栄田町47番地39) Tel25-1663 (年金証書) " Tel25-1666 (年金手帳) ※年金証書 諫早年金事務所または市役所市民課の窓口にて申請ハガキで申請してください。再発行までに1か月程度かかります。 ※年金手帳 現在加入している年金により申請先が異なります。厚生年金、共済年金加入の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。 国民年金加入中の方(1号被保険者)は、市役所市民課で申請できます。身分を証明する書類と印鑑をご持参ください。手帳は、年金事務所から郵送されるため、再発行までに1~2週間かかります。※急がれる方は、直接年金事務所におたずね下さい。

3. 各種書類の（再）発行手続きの連絡先（市役所以外）

項目	連絡先
り災証明書	大村消防署 (Tel52-4138) ※り災証明は、火災保険の申請や、各種減免の申請などの際に必要となります。消防署で所定の用紙に必要事項を記入のうえ、申請してください。印鑑と、1枚につき100円の手数料、代理人申請の場合には委任状をご持参ください。
運転免許証	運転免許試験場 (Tel53-2128) (※再交付手続きに関するテレホンサービスTel53-6134) 大村警察署 (Tel54-0110)
健康保険証 (社会保険・共済保険等)	お勤め先にお問い合わせください。
クレジットカード・通帳・保険証券	ご加入のカード会社、金融機関、保険会社(取扱代理店)にお問い合わせください。

4. 公共サービスの手続きの連絡先

項目	連絡先
電話（NTT）	NTT電話故障受付（Tel 1 1 3）
電気	九州電力大村営業所（Tel0120-986-403）
都市ガス	九州ガス大村支店（Tel53-3320） ※通常、消防署から連絡が入りますが、念のためご確認ください。
水道	大村市水道局（Tel53-1111） ※火災現場の後始末等が終わりましたらご連絡ください。
郵便局	最寄の郵便局で転居届を行うと、1年間旧住所宛の郵便物を新住所に転送してもらえます。手続きには本人確認証（運転免許証、各種健康保険証など）と印鑑が必要です。

5. 税・保険料の減免手続きの連絡先

項目	連絡先
市税の減免	※対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税…市役所税務課国保税グループ（Tel53-4111（内線117、123）） ・市県民税……………市役所税務課市民税グループ（Tel53-4111（内線122～124）） ・固定資産税……………市役所税務課資産税グループ（Tel53-4111（内線120、121））
介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免	※対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料…中心市街地複合ビル2階（大村市本町458番地2）長寿介護課（Tel20-7301） ・後期高齢者医療保険料……………市役所国保けんこう課（Tel53-4111（内線112））
所得税の軽減免除	※火災や災害を受けた方は、確定申告で税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。詳しくは税務署へお問い合わせください。 諫早税務署（諫早市永昌東町25番45号）Tel22-1370

6. その他手続きの連絡先

項目	連絡先
建物登記関係	※全焼した場合、法務局にてり災建物の滅失登記の手続きが必要です。 長崎地方法務局諫早支局（諫早市幸町4番12号）Tel22-0475

（その他のご相談・お問い合わせ先）
 大村市役所福祉総務課
 〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地
 Tel 53-4111 / FAX 52-6930